解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

神戸市垂水区北舞子四丁目六番五七号
株式会社シンプルすまいらいふ
代表清算人　魚林佐起子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

鳥取市富安一丁目一四八番地
株式会社鴻南
代表清算人　安住　学

解散公告

当社は、令和八年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

広島市安佐南区大町東一丁目一〇番二〇―一一〇七号
広建ウォール株式会社
代表清算人　速水　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

香川県高松市西植田町三一四六番地七
有限会社やまだ
清算人　山田真由美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡市東区香住ヶ丘二丁目一六番二八号
ＮＰＯ法人ＹＯＵ友福岡
清算人　矢野　晴子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡市早良区百道浜四丁目三一番一〇号
スタークインダストリーズ株式会社
代表清算人　伊藤　一心

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県那珂川市大字埋金六八番地二七七
株式会社アールイー・プランニング
代表清算人　横山　昭平

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県久留米市東櫛原町二五五五番地の一
有限会社クリエート商会
清算人　緒方　玲子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

福岡県飯塚市筑穂元吉四七番地
有限会社黒木製作所
清算人　黒木　俊介

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

長崎県佐世保市江迎町三浦一〇番地七
一般社団法人西海福祉の森
代表清算人　宮田　民子

解散公告

当法人は、令和八年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

大分市中央町四丁目二番五号
一般社団法人大分県労働福祉会館
代表清算人　小畠　三利

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

沖縄県那覇市安謝二丁目二五番一六号
有限会社薬峰
清算人　前田利津子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県蓮田市東五丁目二番一三号蓮田ＮＫＢ三Ｆ
医療法人秀憲会
清算人　兼松　憲子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

埼玉県秩父市下影森字山口六一二番地
宗教法人正運題目教会
埼玉県さいたま市大宮区宮町二―二八あじせんビル四階・六階埼玉中央法律事務所
清算人　弁護士　上原　瑞樹

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二二番七号
職業訓練法人東京都理容美容協会
清算人　渡部　丈夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

北海道上川郡清水町旭山二八番地（旭山瑞円殿内）
大自然霊光院
清算人　矢形　聡弘